

和泉市キャッシュレス決済端末導入業務仕様書

1. 業務名

和泉市キャッシュレス決済端末導入業務

2. 業務目的

税務室窓口の証明書等の支払手段にクレジットカード、電子マネー及びQRコード決済アプリ(以下、「クレジットカード等」という。)によるキャッシュレス決済システムを導入し、市民の利便性向上を図るとともに、行政のデジタル化を促進することを目的とする。

3. 業務期間

本業務に係る契約期間は、契約締結日から令和11年9月28日まで

4. 設置する窓口

税務室

5. 設置端末台数

2台

6. キャッシュレス決済端末の利用開始日

令和7年10月1日

7. 業務内容

主な業務内容は以下のとおりとする。

- (1) キャッシュレス決済に対応した端末(以下「端末」という。)の提供
- (2) 端末のセットアップのサポート
- (3) 端末の操作研修の実施
- (4) 運用業務に必要なマニュアルの提供
- (5) 運用、保守の実施
- (6) キャッシュレス決済等を行った対象の歳入科目等に係る、地方自治法第231条の2の3第1項に規定する指定納付受託業務
- (7) その他、本業務に必要なもの
- (8) (1)～(5)及び(7)の実施内容を記録した報告書の提出

8. 端末

- (1) 仕様等

- ア モバイル型の決済端末であること。
 - イ 端末には SIM カードが搭載でき、端末 1 台でモバイル通信回線を利用してインターネットに接続できること。
 - ウ クレジットカード等の読取・決済が一つの端末で可能であること。
 - エ 現金決済も可能であること。(なお、決済端末に現金ドロワー機能は含まない。)
 - オ レジ POS 機能を内蔵した一体型であり、商品選択ができること。商品・金額は発注者が管理画面で登録できること。
 - カ 決済日時、クレジットカード等の種別、金額、商品等の各種データがリアルタイムで管理画面から確認できる機能を備えていること。また、当該集計データを発注者が管理画面等から CSV ファイル等として出力できること。
 - キ キャッシュレスにより決済した旨が記載されているレシートが発行可能であり、レシートロール紙は市販製品であること。また、当該レシートに記載する発行者名等が発注者の任意で変更可能であること。
 - ク レジ等と連携しなくても、本端末だけで決済が可能であること。
 - ケ レシートだけではなく、端末画面または Web 上でも、決済承認済の確認が可能であること。また、決済したデータは、その日のうちに当日分のデータが集計され、レシート及び端末画面または Web 上で当該集計データの確認が可能であること。
 - コ 窓口カウンター上で使用することができ、業務の妨げにならないコンパクトな機器であること。
 - サ 決済誤りにその場で気が付いた場合、当該決済を取り消す機能があること。
 - シ PCI DSS (Payment Card Industry Data Security Standard) の現行基準に準拠するクレジットカード情報非保持型のものであること。
 - ス クレジットカード用の PIN コード入力用ボタンは、決済端末と一体型であること。
 - セ 読み取ったカード情報、決済情報は、暗号化した上でカード会社へ送信すること。
 - ソ カードリーダーのセキュリティは PCI PTS (PIN Transaction Security) 設定を取得していること。
 - タ 設置する端末は全て同一機種とすること。
 - チ 端末への給電および通信の拡張をするための付属機器を含めること。
- (2) 調達物品及び数量
- ア (1)の仕様に適合するシステムを実装した端末 2 台
 - イ レシート用ロール紙 12 ロール
- ※調達物品は新品であること。
- ※初期導入後に発生するレシート用ロール紙等の消耗品費は、発注者が負担す

るものとしてよい。

9. 指定納付受託の方法等

受注者は、地方自治法第 231 条の 2 の 3 第 1 項に定める指定納付受託者となり、キャッシュレス決済による支払いを行った納入義務者に代わって当該歳入を納付する事務を行う。また、全てのキャッシュレス決済について、指定納付受託者 1 社で契約出来ることとする。

(1) キャッシュレス決済対応ブランド

各決済方法について、次に掲げる決済ブランドに対応することとし、その他のブランドについては提案によるものとする。また、各決済ブランドの利用について、必要な登録手続を受注者が代行（またはその補助）すること。

ア クレジットカード

「Visa」、「Mastercard」、「JCB」、「American Express」を含むこと。

イ 非接触型電子マネー（※）

「Suica」、「PASMO」、「ICOCA」、「WAON」、「nanaco」、「楽天 Edy」、「iD」、「QUICPay」を含むこと。

※ポストペイ、チャージ型いずれも含むこと。

ウ QR コード決済アプリ

「PayPay」、「d 払い」、「auPAY」、「楽天 Pay」を含むこと。

(2) 指定納付受託の方法等

ア クレジットカード等により決済した各種証明手数料（以下「手数料」という。）は、原則、各月末日を締め日とし、翌月末日（土日祝日の場合は翌営業日）までに、発注者が指定する口座に、納入義務者が選択するクレジットカード等の支払方法を問わず、一括で納付すること。

イ 上記で納付された手数料に決済手数料率を乗じた額（税込）については、別途受注者の請求により支払う。なお、この請求額に 1 円未満の端数が出たときはこれを切り捨てるものとする。

ウ 売上の振込手数料は、原則受注者が負担すること。

エ 各月ごとの手数料の内訳明細及び決済手数料の明細を入金予定日の 5 営業日前までに発注者に通知、もしくは他の方法で確認できるようにすること。

オ 定めのない事項及び疑義については本市と指定納付受託者の協議により決定するものとする。

10. セットアップ・保守・研修の実施

(1) 端末のセットアップ・研修の実施

ア 端末等の設置、セットアップのサポートを行うこと。また、利用者に対してキャッシュレスでの支払いが可能であることを案内するポップ等を用意すること。

と。

イ 導入時の端末の設定内容等については、発注者と調整の上、決定すること。

ウ 原則として既設のレジスターとの連携は行わない。

(2) 保守対応

ア ハードウェア、ソフトウェアを含めたシステム全体の保守管理を行うこと。また、契約締結日から4年以上の保守期間を有すること。

イ 障害発生時の対応とその連絡方法等、サポート体制を明確にすること。

ウ 障害発生時には直ちに対応できる体制を整備し、窓口業務への影響が最小限になるよう対応すること。

エ 機器の修理等に時間を要する場合は、直ちに代替機を用意すること。

(3) 端末及び Web 管理サイトの操作研修

端末及び Web 管理サイトの操作に関する研修を行うこと。研修実施回数や研修方法等を提案すること。具体的な研修の日程等は、提案の範囲内で発注者と調整の上、決定する。

(4) 操作マニュアル

端末の使用、操作マニュアルを納品すること。操作マニュアルには、決済取消時の対応や誤操作時の対応方法等についてもわかりやすく記載すること。

11. その他

(1) 受注者は、業務の実施に伴い、適用を受ける法令、規定、基準、指針等については、これを遵守しなければならない。

(2) 発注者は受注者に必要な情報を提供するものとする。

(3) 業務中に知り得た事項を第三者に漏洩し、又は開示してはならない。

(4) 受注者は、予期せぬ事態が生じたときは、速やかに発注者に報告し、指示を仰ぐこと。

(5) 本仕様書に示すもののほか、運用方法や拡張性等、将来的に発注者にとって有益な提案がある場合は、積極的に提案すること。

(6) 受注者が業務の内容の全てを一括して第三者に再委託することは認めない。ただし、業務内容の主たる部分を除く一部について、発注者の承諾を得た場合についてはこの限りではない。

(7) 受注者は、本仕様書に定める事項について疑義が生じた場合又は本仕様書に定めのない事項が生じた場合について、発注者と協議の上決定する。